

# 神田川整備工事（その154）

## 工事説明会

日時：平成31年3月7日

場所：中野区立第二中学校

東京都第三建設事務所  
大豊建設株式会社

# 目次

1. 河川整備の概要
2. 工事概要
3. 施工内容
4. 工事に伴う家屋調査

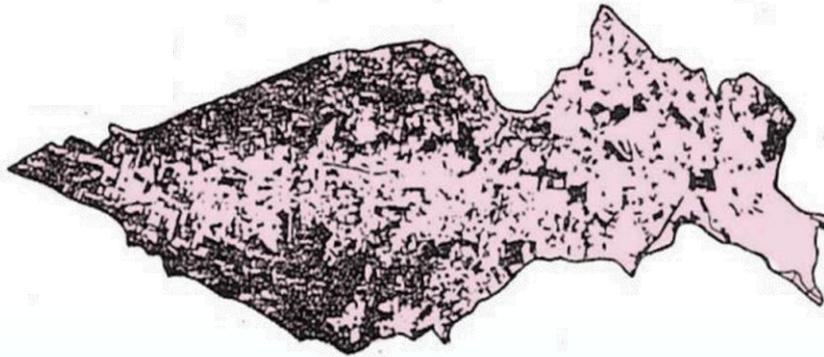
# 河川整備の概要



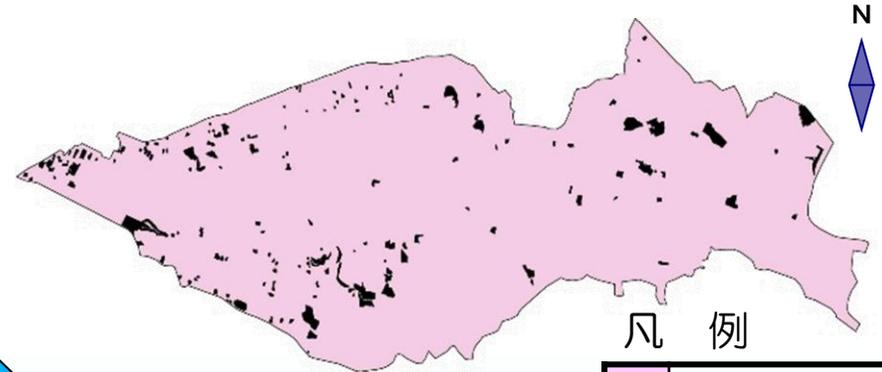
# 神田川流域の市街化

## ●神田川流域市街化変遷図

昭和20年代初期（市街化率 約60%）

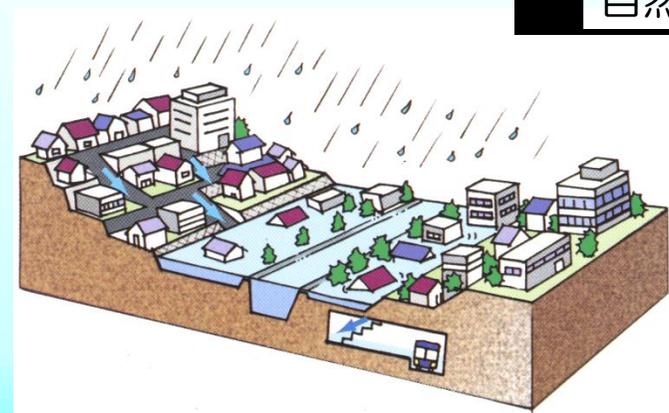


平成15年（市街化率 約97%）



凡 例

	市街地
	自然地(田畑等)

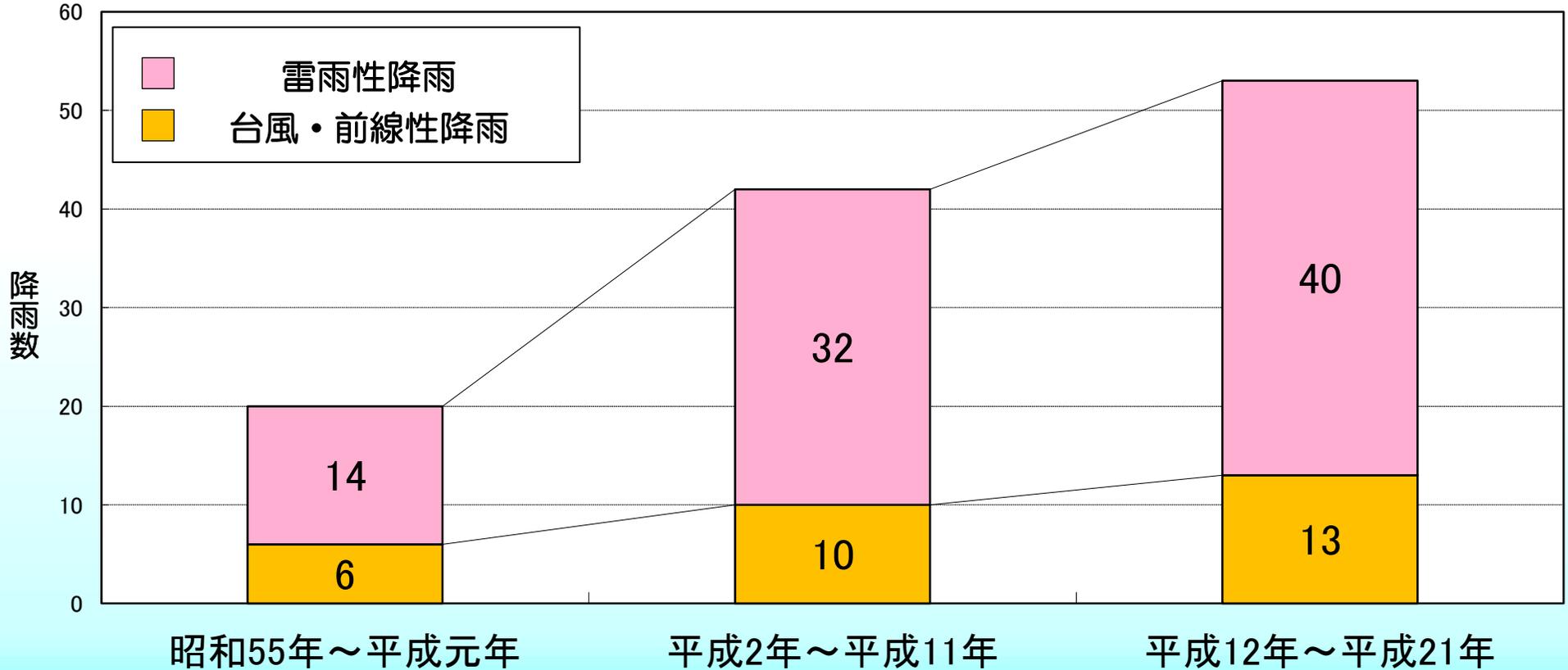


市街地で雨が降ると、短時間に多量の雨水が河川に流入し、水害が発生する可能性があります

# 近年の降雨状況の変化

時間50ミリを超える雷雨性降雨が増加傾向

50ミリ計画超降雨数（都内全域）



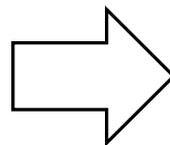
出展：「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について最終報告書」（平成24年11月）より

# 新たな整備方針における整備の考え方

「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」(平成24年11月)  
「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(平成26年6月)

## ■目標整備水準の引き上げ

これまでは  
時間最大50ミリの降雨に対応

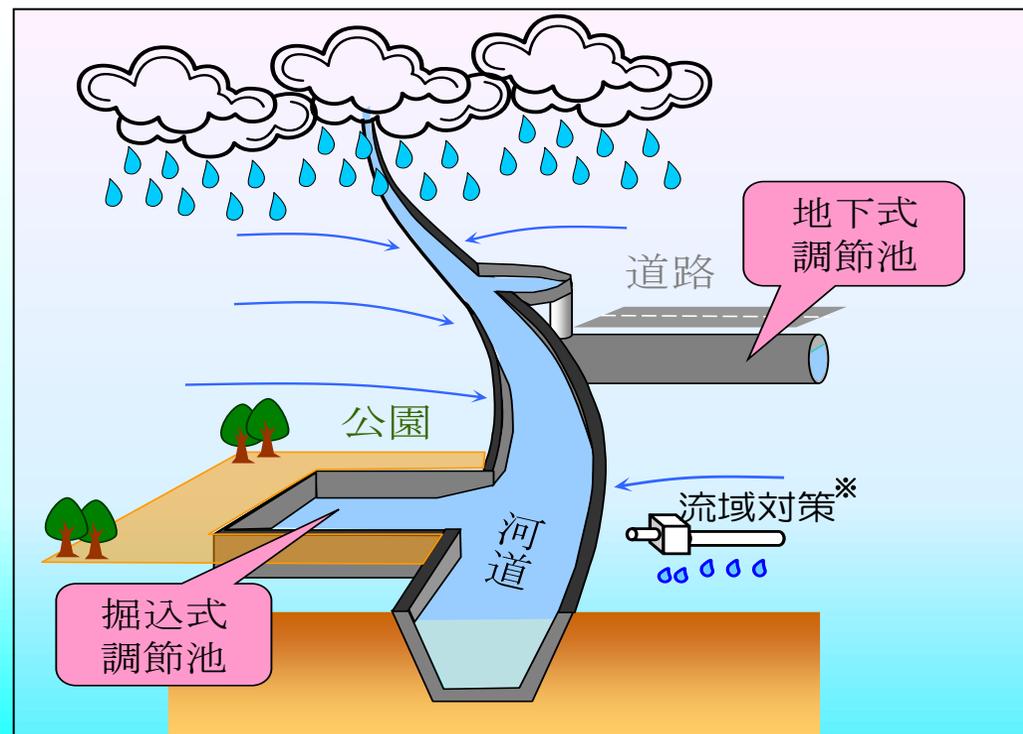


区部河川は、  
時間最大75ミリの降雨に対応

## ■整備の考え方

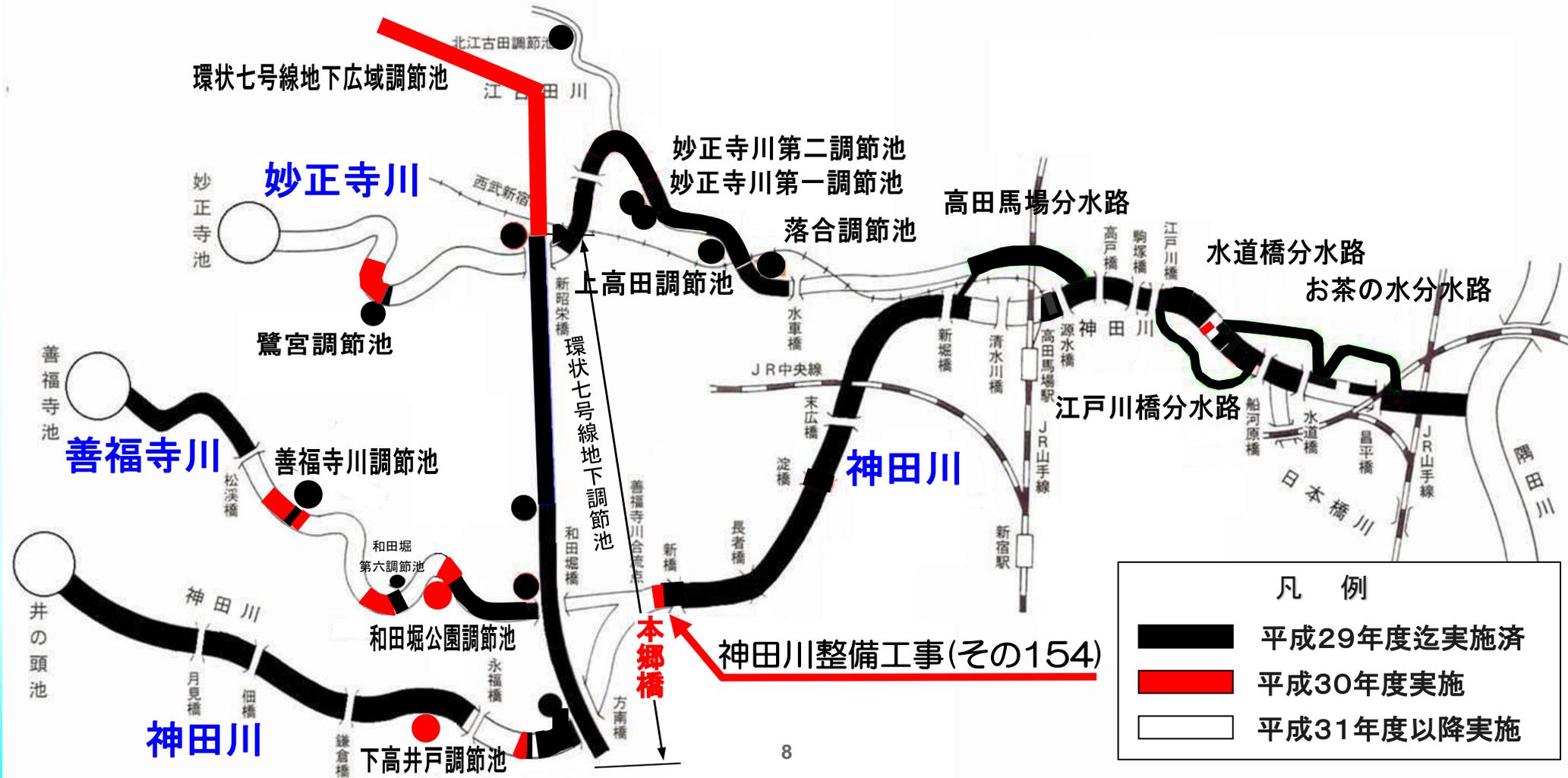
- ・時間50ミリ降雨まで ⇒ 河道で流す
- ・時間50ミリを超える降雨  
⇒ 調節池で貯める、地面に浸透させる

※流域対策：雨水貯留施設、透水性舗装や浸透ますなどにより、流域内に降った雨水が河川へ流出することを抑制



# 神田川水系の整備状況

護岸整備・分水路・調節池を組み合わせ、治水安全度の早期向上に取り組んでいます。



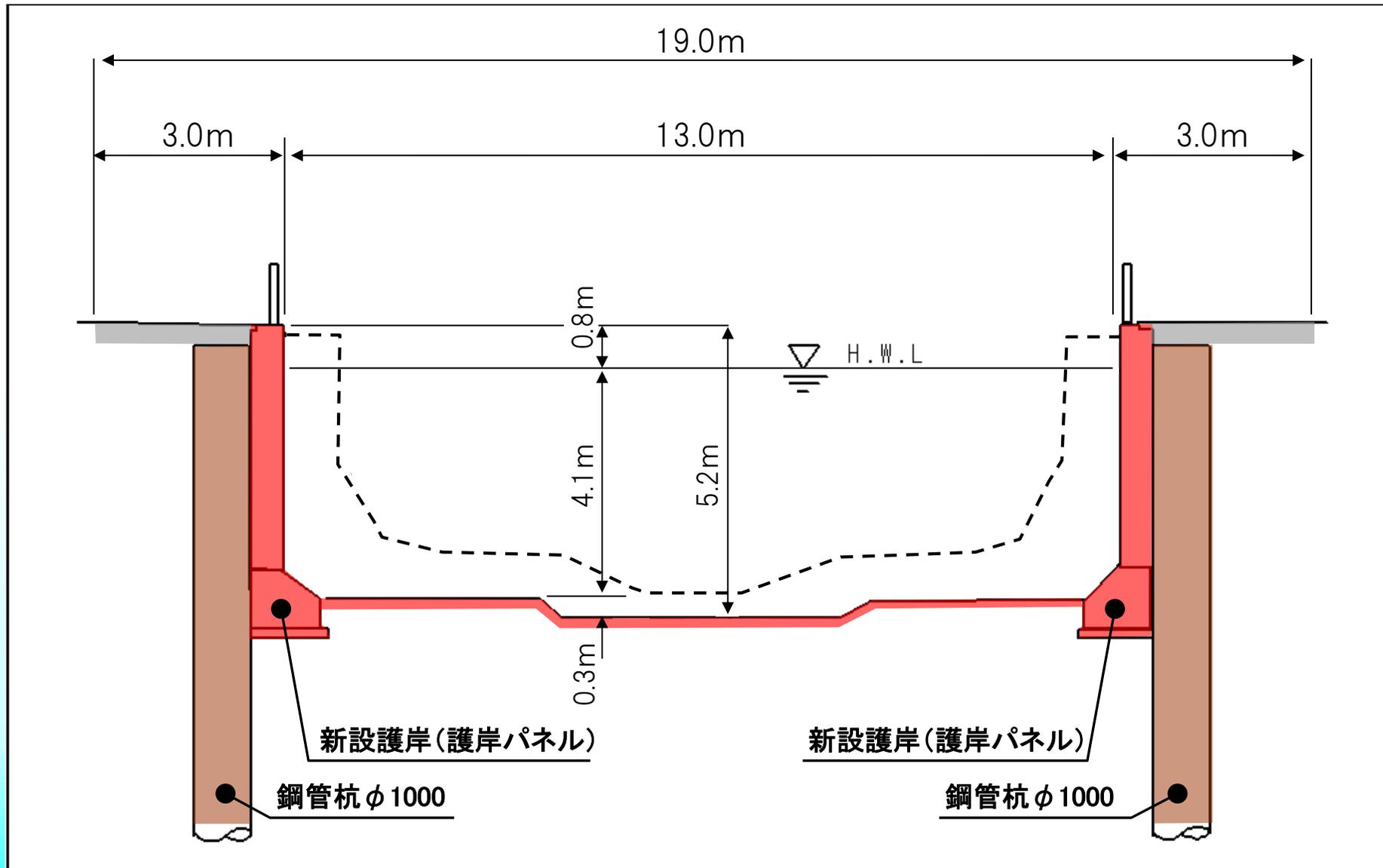
# 神田川 河川整備計画図 (新橋～寿橋)

事業認可区間(新橋～寿橋) L=540m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1515号)

# 神田川 河川整備計画図 (計画標準断面図)



# 工事概要

# 工事概要

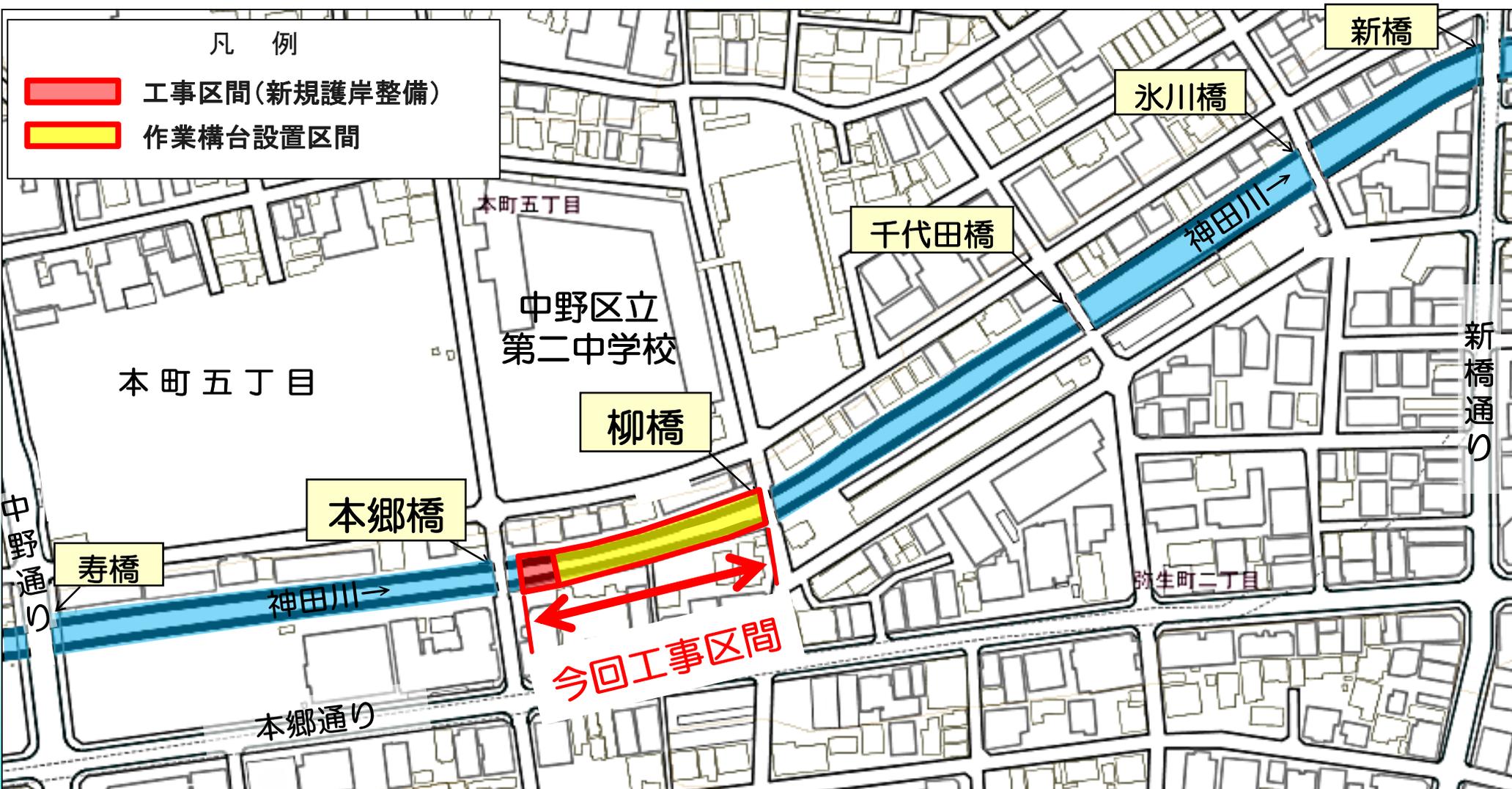
柳橋から本郷橋の区間において、両岸の護岸整備工事に向け、鋼管杭を施工し、現在設置されている作業構台を本郷橋側に延伸します。

# 工事範囲

凡例

 工事区間(新規護岸整備)

 作業構台設置区間



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1515号)

# 工事完了後のイメージ

工事前



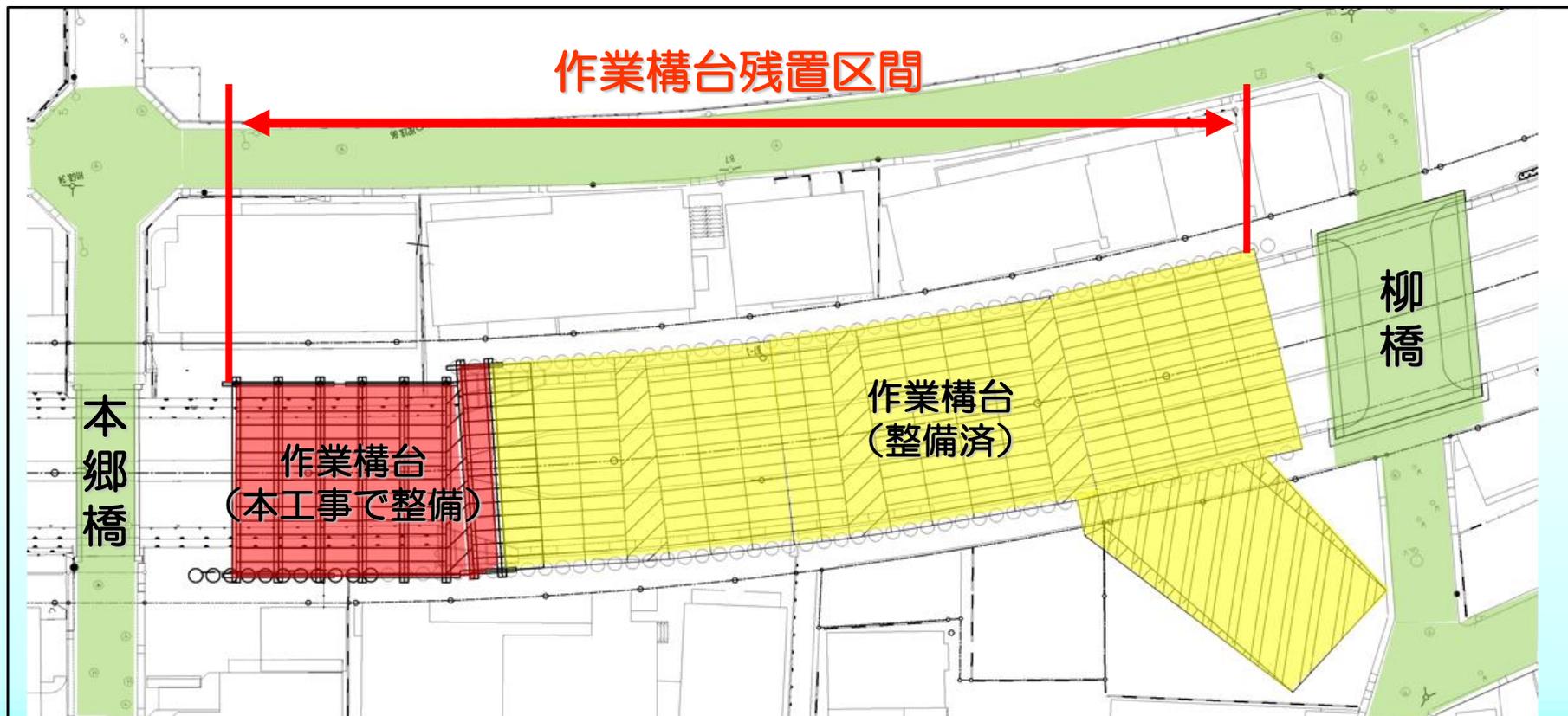
工事完了後



※本郷橋から作業構台（整備済）を撮影

写真のような作業構台が本郷橋側へ向けて整備されます。  
今回工事では、作業構台を設置した状態で完了となります。

# 工事完了時における作業構台の設置状況



# 工事期間及び施工時間

## 工事期間

自 平成 31 年 4 月上旬

至 平成 31 年 6 月中旬（予定）

## 施工時間

午前 8:00 ～ 午後 6:00

（土曜・日曜日・祝日は原則作業を行ないません）

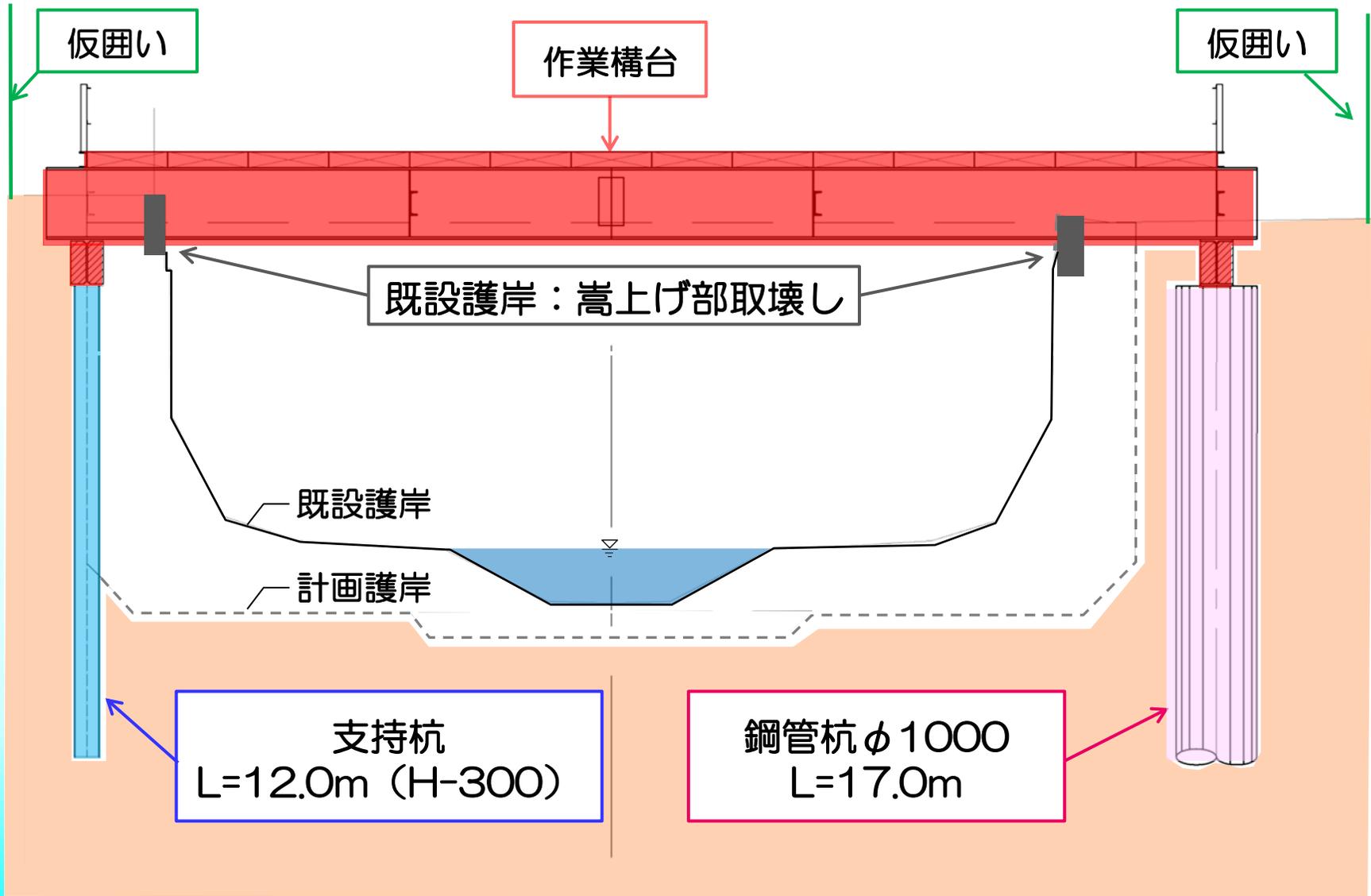
※ただし土曜日は、施工状況により作業を行わせていただくことがあります。

# 通行止めについて

本工事施工に伴う、道路・橋の通行止めはありません。

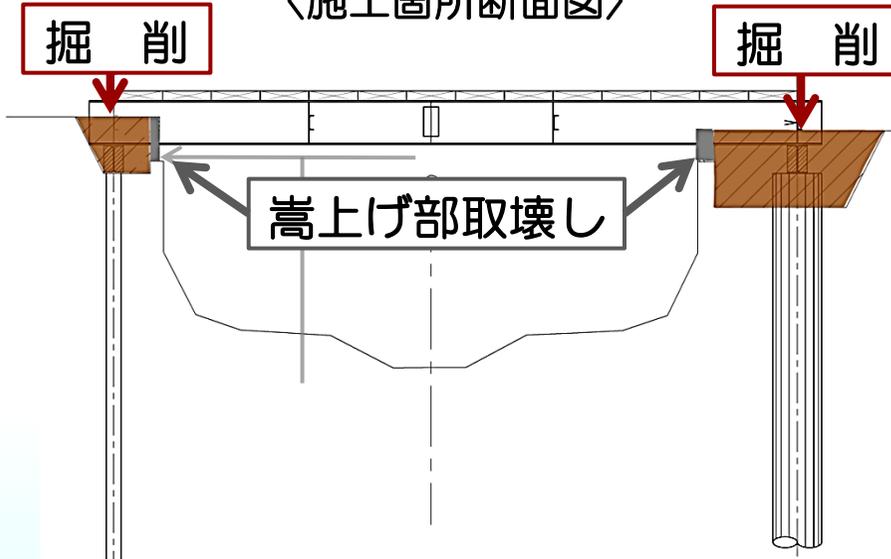
# 施 工 内 容

# 護岸整備工事



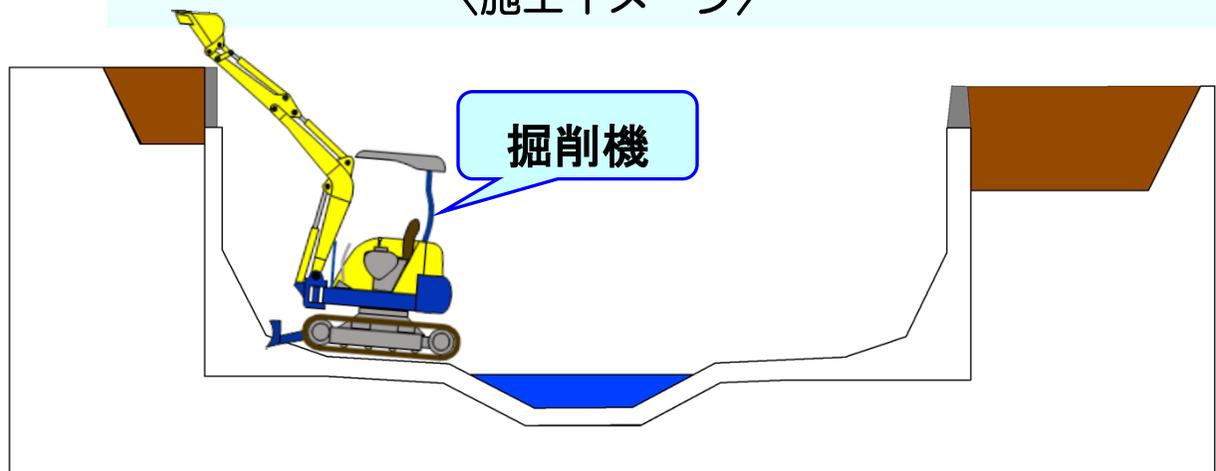
# 施工順序（１）【土工】

〈施工箇所断面図〉



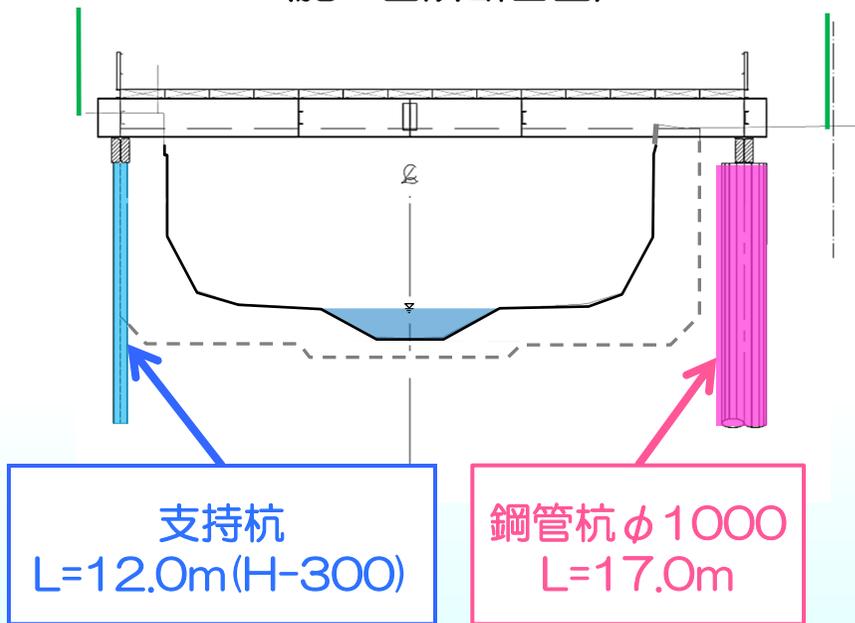
(1) 掘削・既設護岸（嵩上げ部）取壊し  
鋼管杭の圧入に先立ち、掘削：現地盤を掘る（茶色）・既設護岸（嵩上げ部）取壊し（灰色）を行います。

〈施工イメージ〉

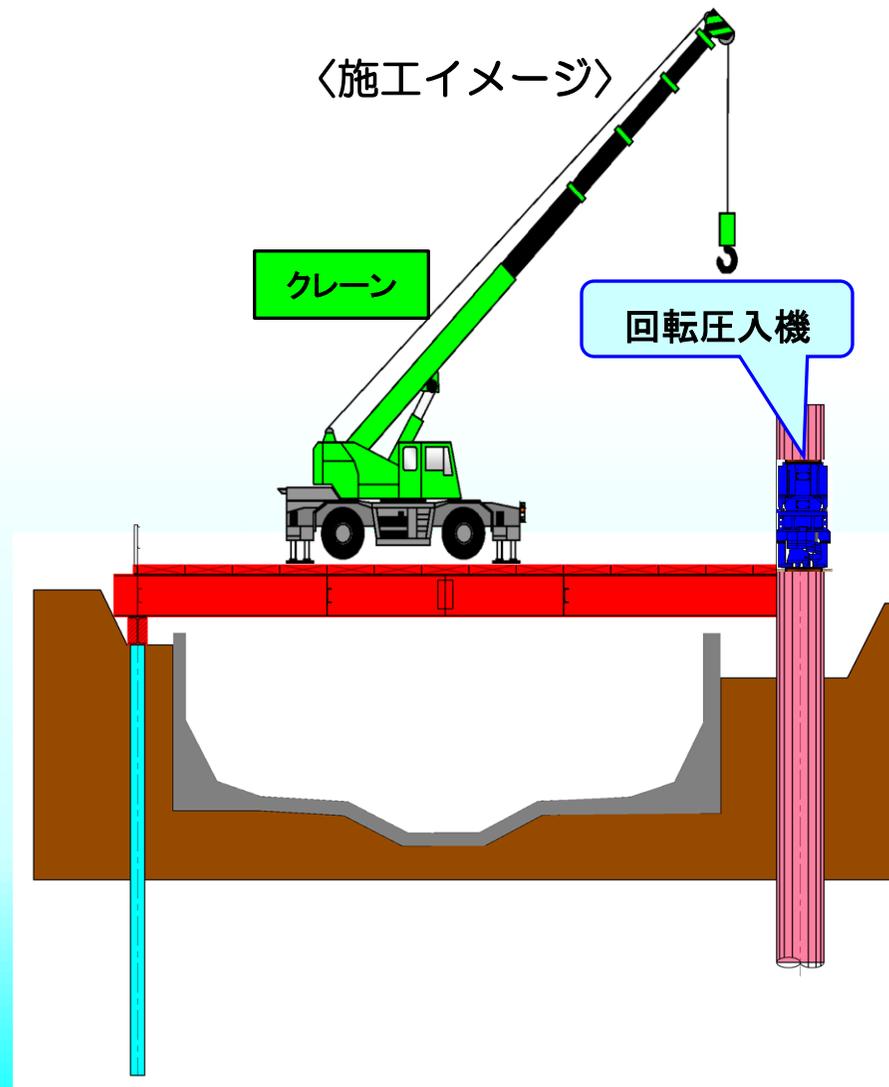


# 施工順序（２）～（３）【護岸工】

〈施工箇所断面図〉



〈施工イメージ〉



## （２）鋼管杭圧入

鋼管杭（桃色）を回転圧入機により回転させながら土中に埋めていきます。

（１１本）

## （３）支持杭設置

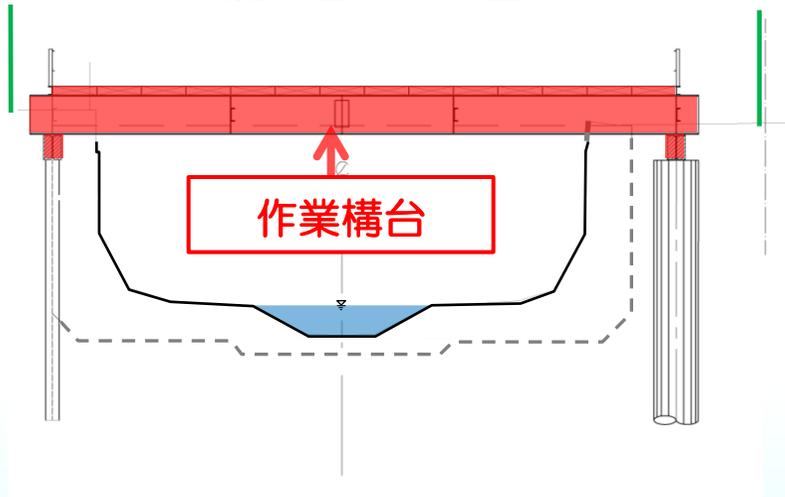
作業構台の支持杭：H鋼（青色）を土中に埋めていきます。（６本）

# 鋼管杭圧入工（施工状況イメージ）

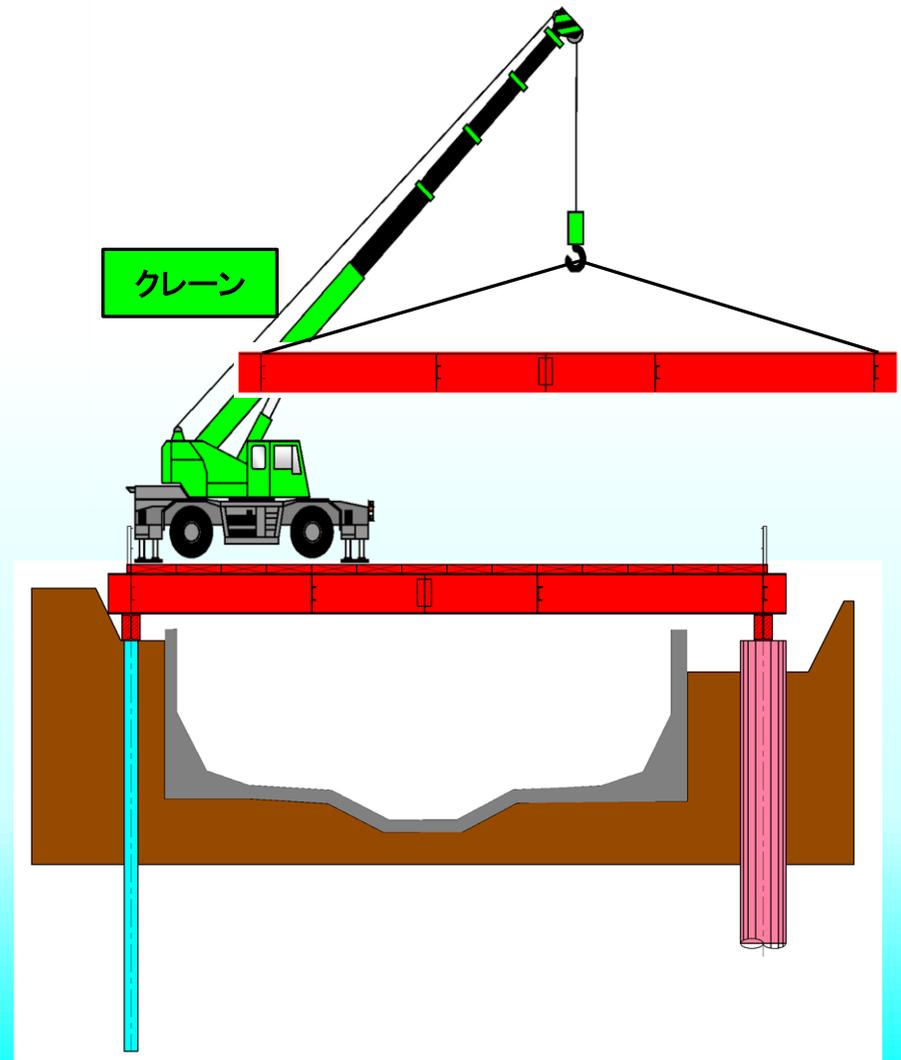


# 施工順序（４）～（５）【仮設工】

〈施工箇所断面図〉



〈施工イメージ〉



## （４）作業構台設置

土中に埋めた鋼管杭・支持杭の上に、作業構台（赤色）を設置します。

（５）（２）～（４）の作業を繰り返しながら作業構台の設置を本郷橋側に向けて進めていきます。

# 全体工程表

	平成30年		平成31年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
準備工									
土工									
護岸工									
仮設工									
片付け									

# 工事用車両搬出入路

# 工事用車両搬出入路（一般工事用車両）

## 交通誘導員



## 【対象車両（予定）】

- ・ダンプトラック(10t積・4t積)
- ・ラフレ-ソク-ソ(25t吊) など

## 【対象工種（予定）】

- ・土工(掘削工、護岸取壊し工)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1515号）

# 一般工事用車両



一般工事用車両イメージ（ダンプトラック）



車両搬出状況（工事現場から本郷通りへ走行）

# 工事用車両搬出入路（大型工事用車両）

## 交通誘導員

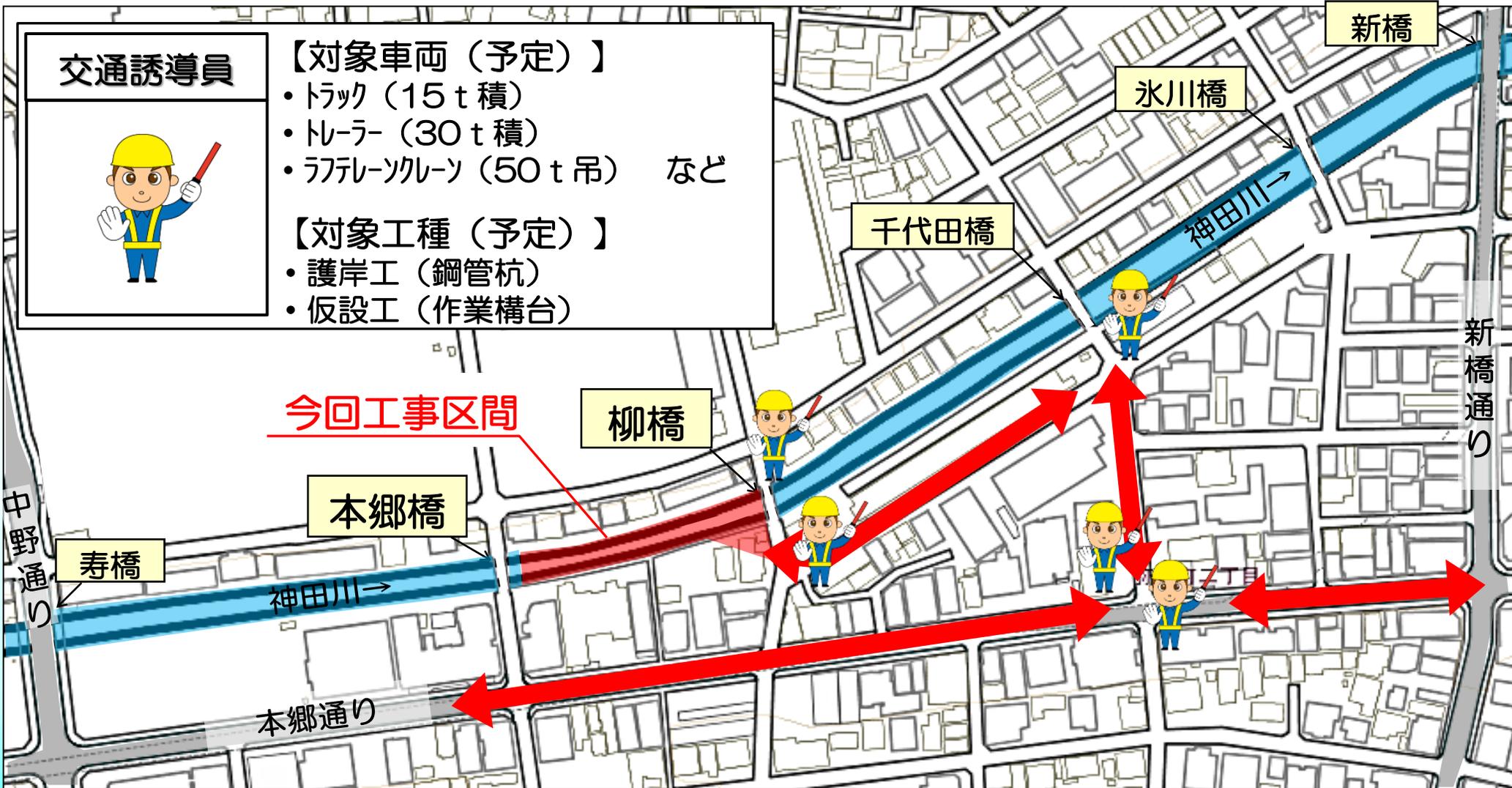


### 【対象車両（予定）】

- ・トラック（15t積）
- ・トレー（30t積）
- ・ラフレック（50t吊） など

### 【対象工種（予定）】

- ・護岸工（鋼管杭）
- ・仮設工（作業構台）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1515号）

# 大型工事用車両



大型工事用車両イメージ（トレーラー）



車両搬入状況（千代田橋方面から工事現場へ走行）

# 工事に伴う家屋調査

# 家屋調査とは

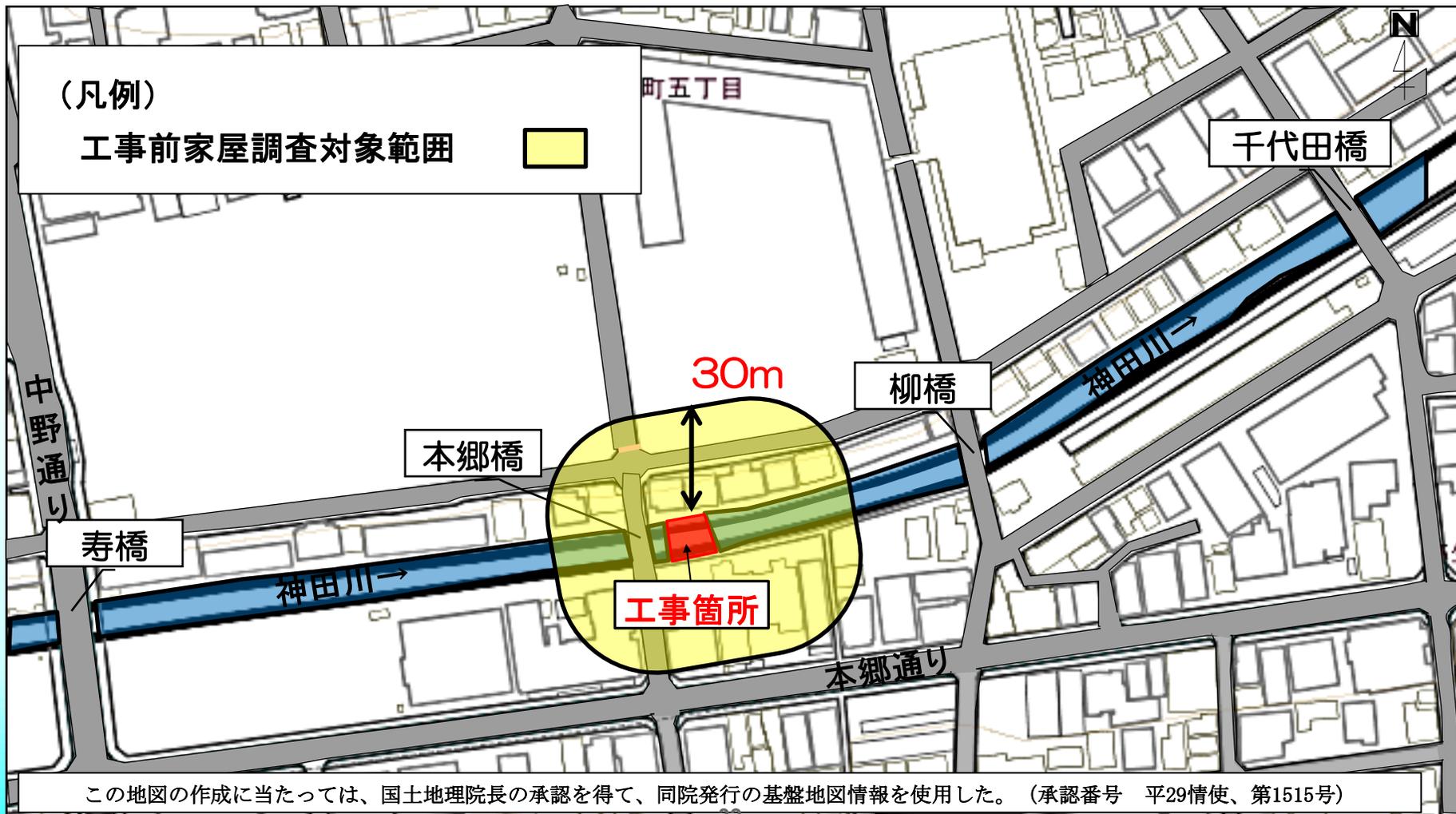
工事による近隣家屋への影響の有無について、  
正確に判断する資料を得るため、  
工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を  
調査するものです。

→着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償します。

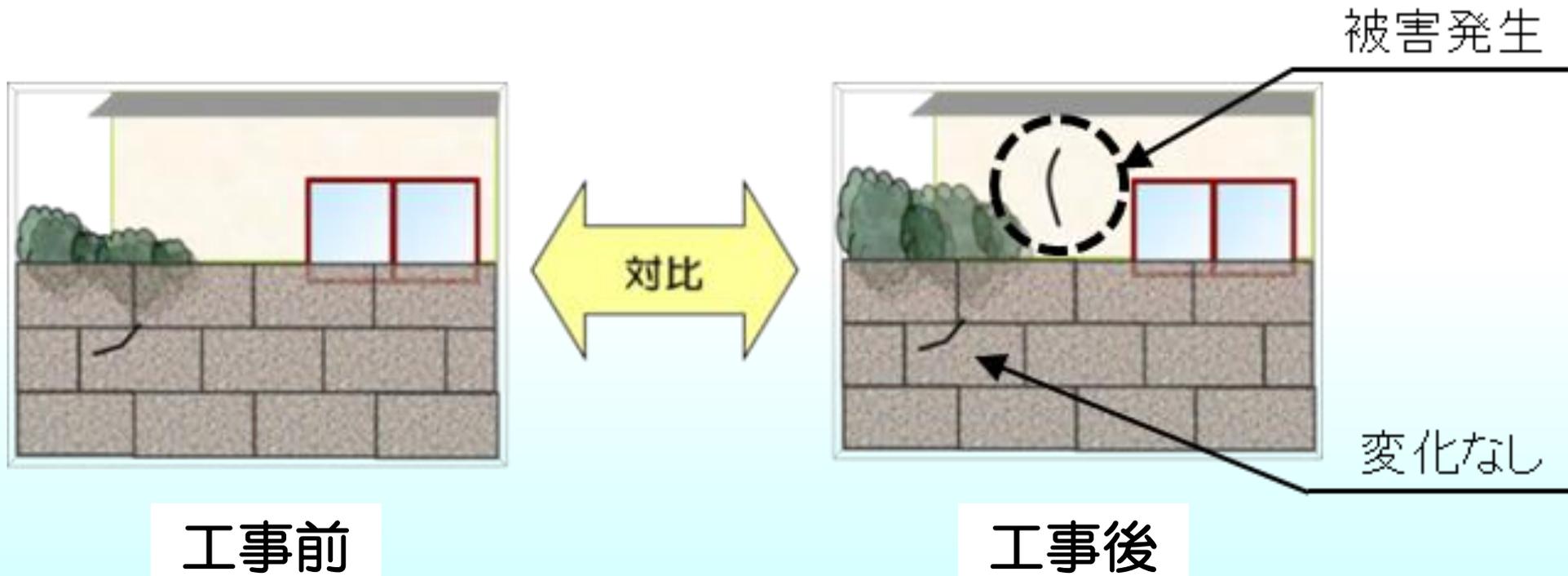
○家屋への影響が想定される工事内容（例）

- 掘削、支持杭打ち込み時の振動など

# 家屋調査対象範囲



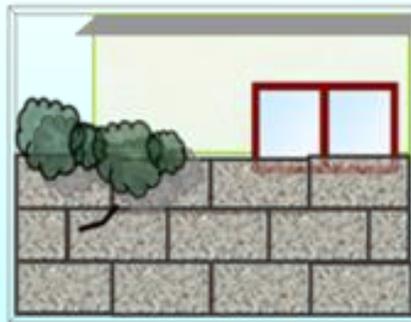
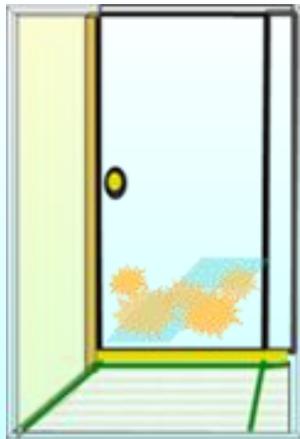
# 家屋損害の補償について



# 家屋調査の内容等

調査会社 東洋技建 株式会社

調査内容 屋内：柱や床の傾斜測定  
壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）  
屋外：壁や塀等の傾斜測定  
土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



身分証明書

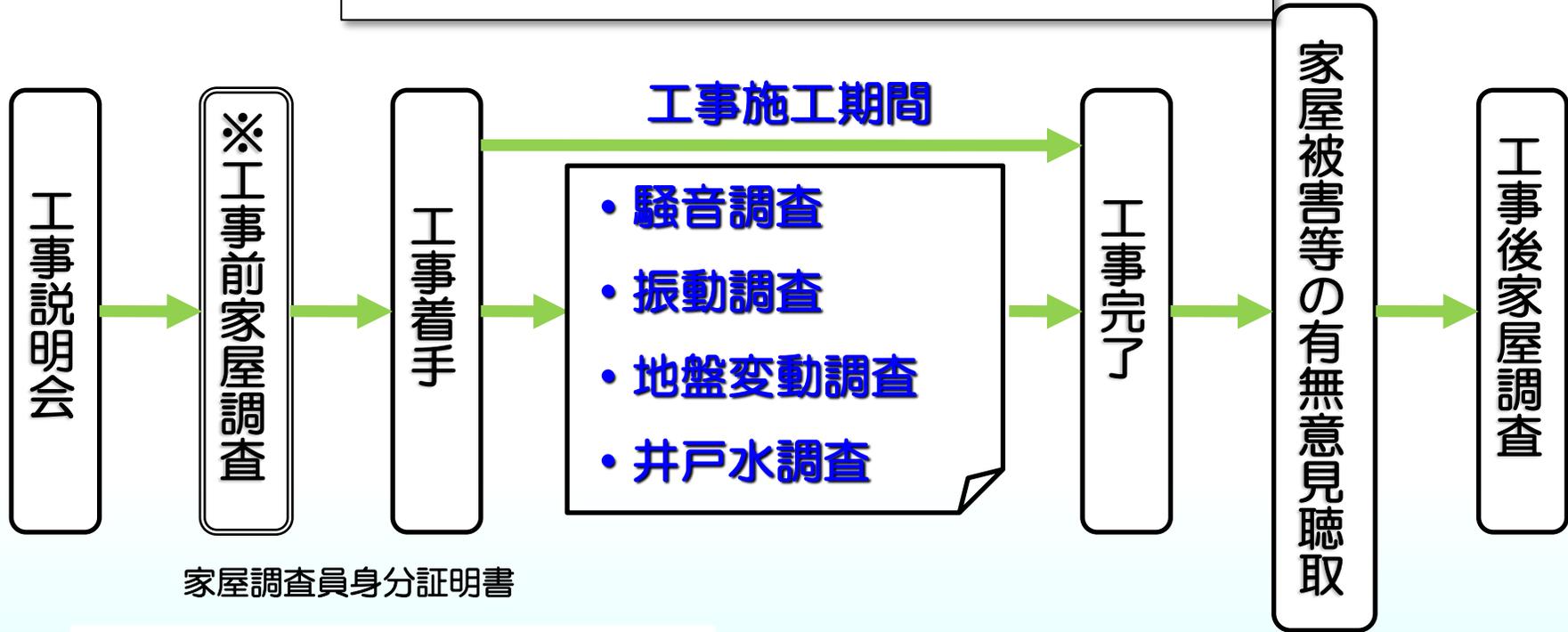
腕章



【調査員】

※調査の際には、皆様方のお立会いをお願いいたします。  
※調査期間は3月上旬～3月下旬に実施予定です。  
※撮影した写真を含む個人情報 は 厳重に管理いたします。

# 家屋調査手順について



家屋調査員身分証明書

**家屋調査員身分証明書**

<p>24〇建〇〇身第号</p> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b></p> <p>氏名 <span style="float: right;">顔写真</span></p> <p>昭和 年 月 日生</p> <p>勤務先</p> <p>住所</p> <p>上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 件名</p> <p>2. 委託場所</p> <p>3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都〇〇建設事務所長 <span style="float: right;">公印</span></p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</li> <li>2. この証明書の記載事項は訂正しない、訂正したものは無効とする。</li> <li>3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ届け出なければならない。</li> <li>5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ返還しなければならない。</li> </ol>
---	---

腕章



# 家屋損害賠償の手順について

工事後家屋調査 実施（外部への委託）

工事後家屋調査 取りまとめ



工事による家屋被害の認定



家屋復旧調査



賠償額提示



交渉・賠償額のお支払い（金銭による賠償）

別紙I

はじめに

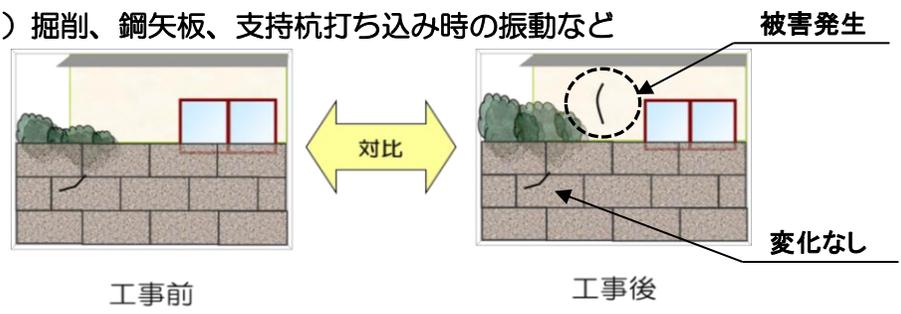
日頃より神田川整備事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。工事は、近隣家屋へ影響を及ぼさないように十分留意して進めて参ります。ここでは、工事に伴う家屋調査と損傷があった場合の損害賠償についてご案内させていただきます。

家屋調査とは

工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償いたします。

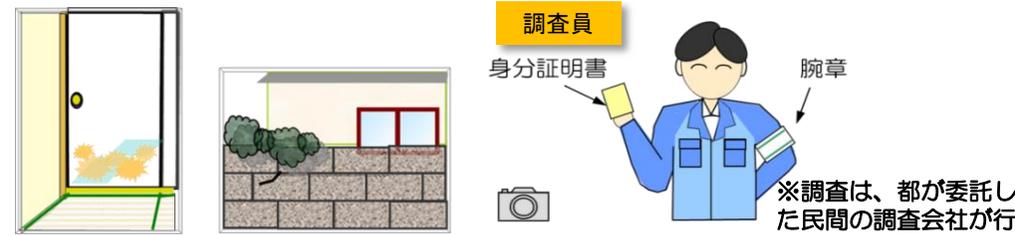
【家屋への影響が想定される工事内容】

(例) 掘削、鋼矢板、支持杭打ち込み時の振動など



家屋調査の内容

- 屋内：柱や床の傾斜測定、壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
- 屋外：壁や塀等の傾斜測定、土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



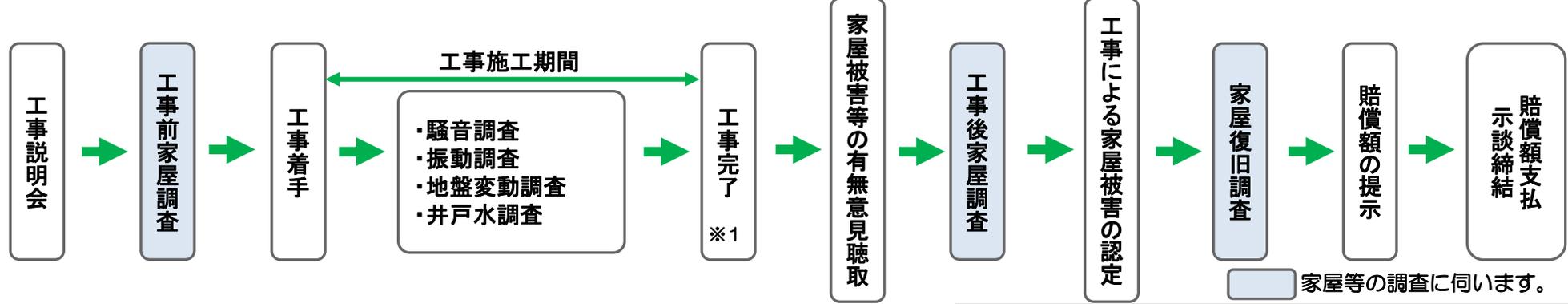
※撮影した写真を含む個人情報は厳重に管理致します。

注意事項

- ① 調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。
- ② 工事前家屋調査～家屋復旧調査の間に家屋等の補修・外壁の塗装などを行う際には、事前にご連絡ください。確認が出来ないまま家屋の補修等が実施され、損傷と工事の因果関係を立証できなくなった場合には、賠償することができません。
- ③ 家屋損害賠償は、金銭による賠償となります。また、損害賠償額は、被害を認定した時点の単価を用いて統一した基準により算定します。

家屋調査・家屋損害賠償の標準的な流れについて

工事完了～6か月 6～10か月 12か月 14～16か月 16か月～ ※2



※1 工事の影響が複数の工事にまたがる場合には、影響する全ての工事が完了した時点となります。  
 ※2 記載の期間はおよその目安です。対象件数、内容、規模によって変更となることがあります。

# 問い合わせ先

工事について、ご不明な点がございましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

発注者：東京都第三建設事務所工事第二課

みょうしょうじがわ じぎょう      すぎやま につた  
妙正寺川事業センター      杉山・新田

TEL:03-3228-1419

工事担当      あおき      かせ  
                 青木・加瀬

TEL:03-3387-2103

だいほうけんせつ

施工者：大豊建設株式会社

現場代理人 兼 監理技術者

TEL:03-6304-8681

たなか  
田中

河川工事の情報はこちら



URL:<https://daihoweb.wixsite.com/kandagawa154>

※随時、情報を更新していきます